

クレーン等に関する法令

SAMPLE

BCSA



公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会

目 次

クレーン等安全規則

| | |
|-------------------------------------|----|
| 第1章 総 則 (第1条・第2条) | 1 |
| 第2章 クレーン | 4 |
| 第1節 製造及び設置 (第3条～第15条) | 4 |
| 第2節 使用及び就業 (第16条～第33条) | 12 |
| 第3節 定期自主検査等 (第34条～第39条) | 22 |
| 第4節 性能検査 (第40条～第43条の2) | 25 |
| 第5節 変更, 休止, 廃止等 (第44条～第52条) | 26 |
| 第3章 移動式クレーン | 29 |
| 第1節 製造及び設置 (第53条～第62条) | 29 |
| 第2節 使用及び就業 (第63条～第75条の2) | 35 |
| 第3節 定期自主検査等 (第76条～第80条) | 42 |
| 第4節 性能検査 (第81条～第84条の2) | 44 |
| 第5節 変更, 休止, 廃止等 (第85条～第93条) | 45 |
| 第4章 デリック | 49 |
| 第1節 製造及び設置 (第94条～第102条) | 49 |
| 第2節 使用及び就業 (第103条～第118条) | 54 |
| 第3節 定期自主検査等 (第119条～第124条) | 60 |
| 第4節 性能検査 (第125条～第128条の2) | 62 |
| 第5節 変更, 休止, 廃止等 (第129条～第137条) | 63 |
| 第5章 エレベーター | 66 |
| 第1節 製造及び設置 (第138条～第146条) | 66 |
| 第2節 使用及び就業 (第147条～第153条) | 70 |
| 第3節 定期自主検査等 (第154条～第158条) | 72 |
| 第4節 性能検査 (第159条～第162条の2) | 74 |
| 第5節 変更, 休止, 廃止等 (第163条～第171条) | 75 |
| 第6章 建設用リフト | 78 |
| 第1節 製造及び設置 (第172条～第179条) | 78 |
| 第2節 使用及び就業 (第180条～第191条) | 82 |
| 第3節 定期自主検査等 (第192条～第196条) | 86 |
| 第4節 変更及び廃止 (第197条～第201条) | 88 |
| 第7章 簡易リフト | 90 |
| 第1節 設置 (第202条・第203条) | 90 |

| | |
|---|-----|
| 第2節 使用及び就業（第204条～第207条） | 90 |
| 第3節 定期自主検査等（第208条～第212条） | 92 |
| 第8章 玉掛け | 94 |
| 第1節 玉掛用具（第213条～第220条） | 94 |
| 第2節 就業制限（第221条・第222条） | 97 |
| 第9章 免許及び教習 | 98 |
| 第1節 クレーン・デリック運転士免許（第223条～第228条） | 98 |
| 第2節 移動式クレーン運転士免許（第229条～第234条） | 107 |
| 第3節 削除 | |
| 第4節 教習（第240条～第243条） | 110 |
| 第10章 床上操作式クレーン運転技能講習，小型移動式クレーン運転技能講習及び玉掛け技能講習（第244条～第247条） | 111 |
| 附 則 | 113 |
| 関 係 様 式 | 125 |
| 関 係 告 示 | 153 |
| クレーン等製造許可基準 | 155 |
| 揚貨装置運転実技教習，クレーン運転実技教習及び移動式クレーン運転実技教習規程 | 157 |
| クレーン取扱い業務等特別教育規程 | 159 |
| クレーン等運転関係技能講習規程（抄） | 163 |
| 玉掛け技能講習規程（抄） | 168 |
| クレーン・デリック運転士免許試験及び移動式クレーン運転士免許試験規程 | 171 |
| 〔参考〕 クレーン・デリック運転士及び移動式クレーン運転士免許試験実技試験要領 | 174 |
| 関 係 法 令 | 179 |
| 労働安全衛生法（抄） | 181 |
| 労働安全衛生法施行令（抄） | 189 |
| 労働安全衛生規則（抄） | 190 |
| 機械等検定規則（抄） | 201 |
| 労働基準法（抄） | 204 |
| 年少者労働基準規則（抄） | 205 |
| 女性労働基準規則（抄） | 205 |

クレーン等安全規則

昭和47年9月30日労働省令第34号
改正 令和2年12月25日厚生労働省令第208号

第1章 総 則

(定 義)

第1条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 移動式クレーン 労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「令」という。）第1条第8号の移動式クレーンをいう。
- 2 建設用リフト 令第1条第10号の建設用リフトをいう。
- 3 簡易リフト 令第1条第9号の簡易リフトをいう。
- 4 つり上げ荷重 令第10条のつり上げ荷重をいう。
- 5 積載荷重 令第12条第1項第6号の積載荷重をいう。
- 6 定格荷重 クレーン（移動式クレーンを除く。以下同じ。）でジブを有しないもの又はデリックでブームを有しないものにあつては、つり上げ荷重から、クレーンでジブを有するもの（以下「ジブクレーン」という。）、移動式クレーン又はデリックでブームを有するものにあつては、その構造及び材料並びにジブ若しくはブームの傾斜角及び長さ又はジブ

(定 義) (抄)

(令)第1条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 8 移動式クレーン 原動機を内蔵し、かつ、不特定の場所に移動させることができるクレーンをいう。
- 9 簡易リフト エレベーター（労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1第1号から第5号までに掲げる事業の事業場に設置されるものに限るものとし、せり上げ装置、船舶安全法（昭和8年法律第11号）の適用を受ける船舶に用いられるもの及び主として一般公衆の用に供されるものを除く。以下同じ。）のうち、荷のみを運搬することを目的とするエレベーターで、搬器の床面積が1平方メートル以下又はその天井の高さが1.2メートル以下のもの（次号の建設用リフトを除く。）をいう。
- 10 建設用リフト 荷のみを運搬することを目的とするエレベーターで、土木、建築等の工事の作業に使用されるもの（ガイドレールと水平面との角度が80度未満のスキップホイストを除く。）をいう。

(法第33条第1項の政令で定める機械等) (抄)

(令)第10条 法第33条第1項の政令で定める機械等は、次に掲げる機械等とする。

- 1 つり上げ荷重（クレーン（移動式クレーンを除く。以下同じ。）、移動式クレーン又はデリックの構造及び材料に応じて負荷させることができる最大の荷重をいう。以下同じ。）が0.5トン以上の移動式クレーン

第2章 クレーン

第1節 製造及び設置

(製造許可)

第3条 クレーン（令第12条第1項第3号のクレーンに限る。以下本条から第10条まで、第16条及び第17条並びにこの章第4節及び第5節において同じ。）を製造しようとする者は、その製造しようとするクレーンについて、あらかじめ、その事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長（以下「所轄都道府県労働局長」という。）の許可*を受けなければならない。ただし、既に当該許可を受けているクレーンと型式が同一であるクレーン（以下この章において「許可型式クレーン」という。）については、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、クレーン製造許可申請書（様式第1号）にクレーンの組立図及び次の事項を記載した書面を添えて、所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

- 1 強度計算の基準
- 2 製造の過程において行なう検査のための設備の概要
- 3 主任設計者及び工作責任者の氏名及び経歴の概要

(検査設備等の変更報告)

第4条 前条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係るクレーン又は許可型式クレーンを製造する場合において、同条第2項第2号の設備又は同項第3号の主任設計者若しくは工作責任者を変更したときは、遅滞なく、所轄都道府県労働局長に報告しなければならない。

(製造の許可)

(法) **第37条** 特に危険な作業を必要とする機械等として別表第1に掲げるもので、政令で定めるもの（以下「特定機械等」という。）を製造しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県労働局長の許可を受けなければならない。

2 都道府県労働局長は、前項の許可の申請があつた場合には、その申請を審査し、申請に係る特定機械等の構造等が厚生労働大臣の定める基準*に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

(特定機械等) (抄)

(令) **第12条** 法第37条第1項の政令で定める機械等は、次に掲げる機械等（本邦の地域内で使用されないことが明らかな場合を除く。）とする。

3 つり上げ荷重が3トン以上（スタッカー式クレーンにあつては、1トン以上）のクレーン

* 「クレーン等製造許可基準」(155ページ)

第3章 移動式クレーン

第1節 製造及び設置

(製造許可)

第53条 移動式クレーン（令第12条第1項第4号の移動式クレーンに限る。以下本条から第61条まで、第63条及び第64条並びにこの章第4節及び第5節において同じ。）を製造しようとする者は、その製造しようとする移動式クレーンについて、あらかじめ、所轄都道府県労働局長の許可を受けなければならない。ただし、既に当該許可を受けている移動式クレーンと型式が同一である移動式クレーン（次条において「許可型式移動式クレーン」という。）については、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、移動式クレーン製造許可申請書（様式第1号）に移動式クレーンの組立図及び次の事項を記載した書面を添えて、所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

- 1 強度計算の基準
- 2 製造の過程において行なう検査のための設備の概要
- 3 主任設計者及び工作責任者の氏名及び経歴の概要

(検査設備等の変更報告)

第54条 前条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る移動式クレーン又は許可型式移動式クレーンを製造する場合において、同条第2項第2号の設備又は同項第3号の主任設計者若しくは工作責任者を変更したときは、遅滞なく、所轄都道府県労働局長に報告しなければならない。

(製造の許可)

(法) **第37条** 特に危険な作業を必要とする機械等として別表第1に掲げるもので、政令で定めるもの（以下「特定機械等」という。）を製造しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県労働局長の許可を受けなければならない。

2 都道府県労働局長は、前項の許可の申請があつた場合には、その申請を審査し、申請に係る特定機械等の構造等が厚生労働大臣の定める基準*に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

(特定機械等) (抄)

(令) **第12条** 法第37条第1項の政令で定める機械等は、次に掲げる機械等（本邦の地域内で使用されないことが明らかな場合を除く。）とする。

- 4 つり上げ荷重が3トン以上の移動式クレーン

* 「クレーン等製造許可基準」（155ページ）

第4章 デリック

第1節 製造及び設置

(製造許可)

第94条 デリック（令第12条第1項第5号のデリックに限る。以下本条から第100条まで、第103条及び第104条並びにこの章第4節及び第5節において同じ。）を製造しようとする者は、その製造しようとするデリックについて、あらかじめ、所轄都道府県労働局長の許可を受けなければならない。ただし、既に当該許可を受けているデリックと型式が同一であるデリック（次条において「許可型式デリック」という。）については、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、デリック製造許可申請書（様式第1号）にデリックの組立図及び次の事項を記載した書面を添えて、所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

- 1 強度計算の基準
- 2 製造の過程において行なう検査のための設備の概要
- 3 主任設計者及び工作責任者の氏名及び経歴の概要

(検査設備等の変更報告)

第95条 前条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係るデリック又は許可型式デリックを製造する場合において、同条第2項第2号の設備又は同項第3号の主任設計者若しくは工作責任者を変更したときは、遅滞なく、所轄都道府県労働局長に報告しなければならない。

(製造の許可)

(法) **第37条** 特に危険な作業を必要とする機械等として別表第1に掲げるもので、政令で定めるもの（以下「特定機械等」という。）を製造しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県労働局長の許可を受けなければならない。

2 都道府県労働局長は、前項の許可の申請があつた場合には、その申請を審査し、申請に係る特定機械等の構造等が厚生労働大臣の定める基準*に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

(特定機械等) (抄)

(令) **第12条** 法第37条第1項の政令で定める機械等は、次に掲げる機械等（本邦の地域内で使用されないことが明らかな場合を除く。）とする。

5 つり上げ荷重が2トン以上のデリック

* 「クレーン等製造許可基準」(155ページ)

第5章 エレベーター

第1節 製造及び設置

(製造許可)

第138条 エレベーター（令第12条第1項第6号のエレベーターに限る。以下本条から第144条まで、第147条及び第148条並びにこの章第4節及び第5節において同じ。）を製造しようとする者は、その製造しようとするエレベーターについて、あらかじめ、所轄都道府県労働局長の許可を受けなければならない。ただし、すでに当該許可を受けているエレベーターと型式が同一であるエレベーター（次条において「許可型式エレベーター」という。）については、この限りでない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、エレベーター製造許可申請書（様式第1号）にエレベーターの組立図及び次の事項を記載した書面を添えて、所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。
 - 1 強度計算の基準
 - 2 製造の過程において行なう検査のための設備の概要
 - 3 主任設計者及び工作責任者の氏名及び経歴の概要

(検査設備等の変更報告)

第139条 前条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係るエレベーター又は許可型式エレベーターを製造する場合において、同条第2項第2号の設備又は同項第3号の主任設計者若しくは工作責任者を変更したときは、遅滞なく、所轄都道府県労働局長に報告しなければならない。

(特定機械等) (抄)

(令) **第12条** 法第37条第1項の政令で定める機械等は、次に掲げる機械等（本邦の地域内で使用されないことが明らかな場合を除く。）とする。

- 6 積載荷重（エレベーター（簡易リフト及び建設用リフトを除く。以下同じ。）、簡易リフト又は建設用リフトの構造及び材料に応じて、これらの搬器に人又は荷をのせて上昇させることができる最大の荷重をいう。以下同じ。）が1トン以上のエレベーター

(製造の許可)

(法) **第37条** 特に危険な作業を必要とする機械等として別表第1に掲げるもので、政令で定めるもの（以下「特定機械等」という。）を製造しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県労働局長の許可を受けなければならない。

- 2 都道府県労働局長は、前項の許可の申請があつた場合には、その申請を審査し、申請に係る特定機械等の構造等が厚生労働大臣の定める基準*に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

* 「クレーン等製造許可基準」（155ページ）

第6章 建設用リフト

第1節 製造及び設置

(製造許可)

第172条 建設用リフト（令第12条第1項第7号の建設用リフトに限る。以下本条から第178条まで、第180条及び第181条並びにこの章第4節において同じ。）を製造しようとする者は、その製造しようとする建設用リフトについて、あらかじめ、所轄都道府県労働局長の許可を受けなければならない。ただし、既に当該許可を受けている建設用リフトと型式が同一である建設用リフト（次条において「許可型式建設用リフト」という。）については、この限りでない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、建設用リフト製造許可申請書（様式第1号）に建設用リフトの組立図及び次の事項を記載した書面を添えて、所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。
 - 1 強度計算の基準
 - 2 製造の過程において行なう検査のための設備の概要
 - 3 主任設計者及び工作責任者の氏名及び経歴の概要

(検査設備等の変更報告)

第173条 前条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る建設用リフト又は許可型式建設用リフトを製造する場合において、同条第2項第2号の設備又は同項第3号の主任設計者若しくは工作責任者を変更したときは、遅滞なく、所轄都道府県労働局長に報告しなければならない。

(製造の許可)

(法) **第37条** 特に危険な作業を必要とする機械等として別表第1に掲げるもので、政令で定めるもの（以下「特定機械等」という。）を製造しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県労働局長の許可を受けなければならない。

- 2 都道府県労働局長は、前項の許可の申請があつた場合には、その申請を審査し、申請に係る特定機械等の構造等が厚生労働大臣の定める基準*に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

(特定機械等) (抄)

(令) **第12条** 法第37条第1項の政令で定める機械等は、次に掲げる機械等（本邦の地域内で使用されないことが明らかな場合を除く。）とする。

- 7 ガイドレール（昇降路を有するものにあつては、昇降路。次条第3項第18号において同じ。）の高さが18メートル以上の建設用リフト（積載荷重が0.25トン未満のものを除く。次条第29号において同じ。）

* 「クレーン等製造許可基準」（155ページ）

第7章 簡易リフト

第1節 設 置

(設置報告書)

第202条 簡易リフトを設置しようとする事業者は、あらかじめ、簡易リフト設置報告書（様式第29号）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。ただし、認定を受けた事業者については、この限りでない。

(荷重試験)

第203条 事業者は、簡易リフトを設置したときは、当該簡易リフトについて、荷重試験を行わなければならない。

2 前項の荷重試験は、簡易リフトに積載荷重の1.2倍に相当する荷重の荷をのせて、昇降の作動を行なうものとする。

第2節 使用及び就業

(安全装置の調整)

第204条 事業者は、簡易リフトの巻過防止装置その他安全装置*が有効に作用するようにこれらを調整しておかななければならない。

(過負荷の制限)

第205条 事業者は、簡易リフトにその積載荷重をこえる荷重をかけて使用してはならない。

【解説】

* 「その他の安全装置」には、巻下げリミットスイッチ、ドアスイッチ、緩衝器等がある。

第8章 玉掛け

第1節 玉掛用具

(玉掛け用ワイヤロープの安全係数)

第213条 事業者は、クレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛用具であるワイヤロープの安全係数については、6以上でなければ使用してはならない。

2 前項の安全係数は、ワイヤロープ又はつりチェーンの切断荷重の値を、当該ワイヤロープ又はつりチェーンにかかる荷重の最大の値で除した値とする。

(玉掛け用つりチェーンの安全係数)

第213条の2 事業者は、クレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛用具であるつりチェーンの安全係数については、次の各号に掲げるつりチェーンの区分に応じ、当該各号に掲げる値以上でなければ使用してはならない。

1 次のいずれにも該当するつりチェーン 4

イ 切断荷重の2分の1の荷重で引っ張った場合において、その伸びが0.5パーセント以下のものであること。

ロ その引張強さの値が400ニュートン毎平方ミリメートル以上であり、かつ、その伸びが、次の表の上欄に掲げる引張強さの値に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値以上となるものであること。

| 引張強さ(単位 ニュートン毎平方ミリメートル) | 伸び(単位 パーセント) |
|-------------------------|--------------|
| 400以上630未満 | 20 |
| 630以上1000未満 | 17 |
| 1000以上 | 15 |

(法)第61条第1項 前掲 (15ページ)

【解説】

「玉掛けの業務」とは、つり具を用いて行う、荷かけおよび荷はずしの業務をいい、とりべ、コンクリートバケット等のごとくつり具がそれらの一部となっているものを直接クレーン等のフックにかける業務および2人以上の者によって行う玉掛けの業務における補助作業の業務は含まない。

第9章 免許及び教習

第1節 クレーン・デリック運転士免許

(クレーン・デリック運転士免許)

第223条 クレーン・デリック運転士免許は、次の者に対し、都道府県労働局長が与えるものとする。

- 1 クレーン・デリック運転士免許試験に合格した者
- 2 クレーン・デリック運転士免許試験の学科試験に合格した者で、当該学科試験が行われた日から起算して1年以内にクレーン運転実技教習を修了したもの
- 3 第224条の4第1項の規定により取り扱うことのできる機械の種類を、床上で運転し、かつ、当該運転をする者がクレーンの走行とともに移動する方式のクレーン（床上操作式クレーンを除く。以下「床上運転式クレーン」という。）に限定したクレーン・デリック運転士免許試験を受けた者で、クレーン・デリック運転士免許試験の学科試験のうち、第226条第2項第1号及び第4号に掲げる科目（デリックに係る部分に限る。）に合格し、当該学科試験が行われた日から起算して1年以内にクレーン運転実技教習（床上運転式クレーンを用いて行うものを除く。）を修了したもの
- 4 第224条の4第2項の規定により取り扱うことのできる機械の種類をクレーンに限定したクレーン・デリック運転士免許を受けた者で、クレーン・デリック運転士免許試験の学科試験のうち、第226条第2項第1号及び第4号に掲げる科目（デリックに係る部分に限る。）に合格したもの
- 5 能開法第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち、能開法規則別表第2の訓練科の欄に定める揚重運搬機械運転系クレーン運転科若しくは揚重運搬機械運転系港湾荷役科又は能開法規則別表第4の訓練科の欄に掲げるクレーン運転科若しくは港湾荷役科の訓練（通信の方法によって行うものを除く。）を修了した者で、クレーン及びデリックについての訓練を受けた者
- 6 その他厚生労働大臣が定める者

(免許の欠格事項)

第224条 クレーン・デリック運転士免許に係る法第72条第2項第2号の厚生労働省令で定める者は、満18歳に満たない者とする。

(法第72条第3項の厚生労働省令で定める者)

第224条の2 クレーン・デリック運転士免許に係る法第72条第3項の厚生労働省令で定める者は、身体又は精神の機能の障害により当該免許に係る業務を適正に行うに当たって必要なクレーン若しくはデリックの操作又はクレーン若しくはデリックの周囲の状況の確認を適切に行うことができない者とする。

第10章 床上操作式クレーン運転技能講習，小型移動式クレーン運転技能講習
及び玉掛け技能講習

(床上操作式クレーン運転技能講習の講習科目)

第244条 床上操作式クレーン運転技能講習は，学科講習及び実技講習によって行う。

- 2 学科講習は，次の科目について行う。
 - 1 床上操作式クレーンに関する知識
 - 2 原動機及び電気に関する知識
 - 3 床上操作式クレーンの運転のために必要な力学に関する知識
 - 4 関係法令
- 3 実技講習は，次の科目について行う。
 - 1 床上操作式クレーンの運転
 - 2 床上操作式クレーンの運転のための合図

(小型移動式クレーン運転技能講習の講習科目)

第245条 小型移動式クレーン運転技能講習は，学科講習及び実技講習によって行う。

- 2 学科講習は，次の科目について行う。
 - 1 小型移動式クレーンに関する知識
 - 2 原動機及び電気に関する知識
 - 3 小型移動式クレーンの運転のために必要な力学に関する知識
 - 4 関係法令

(技能講習)

(法)第76条 第14条又は第61条第1項の技能講習（以下「技能講習」という。）は，別表第18に掲げる区分ごとに，学科講習又は実技講習によって行う。

- 2 技能講習を行なった者は，当該技能講習を修了した者に対し，厚生労働省令で定めるところにより，技能講習修了証を交付しなければならない。
- 3 技能講習の受講資格及び受講手続その他技能講習の実施について必要な事項は，厚生労働省令で定める。

(安衛則)第80条から第82条 後掲（193～194ページ）

附 則

(施行期日)

第1条 この省令は、昭和47年10月1日から施行する。

(廃 止)

第2条 クレーン等安全規則（昭和37年労働省令16号）は、廃止する。

(クレーンに関する経過措置)

第3条 この省令の施行の際現に存する令第12条第3号のクレーンで、前条の規定による廃止前のクレーン等安全規則（以下「旧クレーン則」という。）附則第2条第3項の規定によりなお従前の例によることとされた構造規格に適合する同項のクレーンに関する第17条の規定の適用については、厚生労働大臣の定める基準（クレーンの構造に係る部分に限る。）に適合しているクレーンとみなす。

2 前項の規定は、同項のクレーン又はその部分が厚生労働大臣の定める基準（クレーンの構造に係る部分に限る。）に適合するに至つた後における当該クレーン又はその部分については、適用しない。

3 昭和37年11月1日において存していたクレーンに関する第23条第2項の規定の適用については、同項中「定格荷重をこえ、第6条第3項に規定する荷重試験でかけた荷重」とあるのは、「定格荷重の1.2倍の荷重」とする。

4 第13条の規定は、次の走行クレーンで、当該クレーンに係る同条各号の間隔が同条の規定に適合しないものについては、適用しない。ただし、当該間隔が同条の規定に適合するに至つた後における当該走行クレーンについては、この限りでない。

1 昭和37年11月1日において建設物の内部に設置されていた走行クレーン

2 昭和37年11月1日において設置の工事が行なわれていた走行クレーン

3 昭和37年11月1日において存していた建設物の内部のランウエイに設置される走行クレーン

4 昭和37年11月1日において存していた建設物で、その内部にランウエイを有していたものを延長する場合において、所轄労働基準監督署長の許可を受けた走行クレーン

5 第14条の規定は、次の走行クレーン又は旋回クレーンで、当該クレーンに係る同条の歩道の幅が同条の規定に適合しないものについては、適用しない。ただし、当該幅が同条の規定に適合するに至つた後における当該クレーンについては、この限りでない。

1 昭和37年11月1日において設置されていた走行クレーン又は旋回クレーンで、建設物又は設備との間に歩道が設けられているもの

2 昭和37年11月1日において設置の工事が行なわれていた走行クレーン又は旋回クレーン

関 係 様 式

クレーン等安全規則関係様式

| | | |
|------------|----------------|-----|
| ・ 様式第 1 号 | () 製造許可申請書 | 128 |
| ・ 様式第 2 号 | クレーン設置届 | 128 |
| ・ 様式第 3 号 | クレーン明細書 | 129 |
| ・ 様式第 4 号 | () 落成検査申請書 | 130 |
| ・ 様式第 5 号 | クレーン仮荷重試験申請書 | 130 |
| ・ 様式第 6 号 | 仮荷重試験成績表 | 131 |
| ・ 様式第 7 号 | () 検査証 | 131 |
| ・ 様式第 8 号 | () 検査書 申請書 | 132 |
| ・ 様式第 9 号 | () 設置報告書 | 132 |
| ・ 様式第 10 号 | () 特例報告書 | 133 |
| ・ 様式第 11 号 | () 性能検査申請書 | 133 |
| ・ 様式第 12 号 | () 変更届 | 134 |
| ・ 様式第 13 号 | () 変更検査申請書 | 134 |
| ・ 様式第 14 号 | () 使用再開検査申請書 | 135 |
| ・ 様式第 15 号 | 移動式クレーン製造検査申請書 | 135 |
| ・ 様式第 16 号 | 移動式クレーン明細書 | 136 |
| ・ 様式第 17 号 | 刻 印 | 137 |
| ・ 様式第 18 号 | 製造検査済印 | 137 |
| ・ 様式第 19 号 | 移動式クレーン使用検査申請書 | 138 |
| ・ 様式第 20 号 | 使用検査済印 | 138 |
| ・ 様式第 21 号 | 移動式クレーン検査証 | 139 |
| ・ 様式第 23 号 | デリック設置届 | 139 |
| ・ 様式第 24 号 | デリック明細書 | 140 |
| ・ 様式第 25 号 | デリック設置報告書 | 141 |
| ・ 様式第 26 号 | エレベーター設置届 | 141 |
| ・ 様式第 27 号 | エレベーター明細書 | 142 |
| ・ 様式第 28 号 | エレベーター検査証 | 142 |
| ・ 様式第 29 号 | () 設置報告書 | 143 |
| ・ 様式第 30 号 | 建設用リフト設置届 | 143 |
| ・ 様式第 31 号 | 建設用リフト明細書 | 144 |
| ・ 様式第 32 号 | 建設用リフト検査証 | 144 |

関 係 告 示

[参考] クレーン運転士及び移動式クレーン運転士
免許試験実技試験要領

クレーン等製造許可基準

昭和47年9月30日労働省告示第76号
改正 平成30年2月16日厚生労働省告示第27号

(クレーン等の構造)

第1条 クレーン、移動式クレーン、デリック、エレベーター、建設用リフト又はゴンドラ（以下「クレーン等」という。）の構造は、次の表の上欄に掲げるクレーン等の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる厚生労働省告示に定める構造規格に適合しているものでなければならない。

| | |
|---------------------|-----------------------------|
| 令第12条第3号に掲げるクレーン | クレーン構造規格（平成7年労働省告示第134号） |
| 令第12条第4号に掲げる移動式クレーン | 移動式クレーン構造規格（平成7年労働省告示第135号） |
| 令第12条第5号に掲げるデリック | デリック構造規格（昭和37年労働省告示第55号） |
| 令第12条第6号に掲げるエレベーター | エレベーター構造規格（平成5年労働省告示第91号） |
| 令第12条第7号に掲げる建設用リフト | 建設用リフト構造規格（昭和37年労働省告示第58号） |
| 令第12条第8号に掲げるゴンドラ | ゴンドラ構造規格（平成6年労働省告示第26号） |

(計算式、仮定及び実験値)

第2条 構造部分の強度計算の基準に採用されている計算式、仮定及び実験値は、すでに一般に承認されているもの、又は一般に承認されている計算式、仮定及び実験値から正当に誘導されたものでなければならない。

(検査設備)

第3条 クレーン等を製造しようとする事業者は、次の検査の設備を有する者でなければならない。

- 1 万能試験機
- 2 放射線試験装置

關 係 法 令

労働安全衛生法（抄）

昭和47年6月8日法律第57号
改正 令和4年6月17日法律第68号

第1章 総 則

（目 的）

第1条 この法律は、労働基準法（昭和22年法律第49号）と相まつて、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。

（定 義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 労働災害 労働者の就業に係る建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等により、又は作業行動その他業務に起因して、労働者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡することをいう。
- 2 労働者 労働基準法第9条*に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く）をいう。
- 3 事業者 事業を行う者で、労働者を使用するものをいう。
- 3の2 化学物質 元素及び化合物をいう。
- 4 作業環境測定 作業環境の実態をは握するため空気環境その他の作業環境について行うデザイン、サンプリング及び分析（解析を含む。）をいう。

（事業者等の責務）

第3条 事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。また、事業者は、国が実施する労働災害の防止に関する施策に協力するようにしなければならない。

- 2 機械、器具その他の設備を設計し、製造し、若しくは輸入する者、原材料を製造し、若しくは輸入する者又は建設物を建設し、若しくは設計する者は、これらの物の設計、製造、輸入又は建設に際して、これらの物が使用されることによる労働災害の発生の防止に資するように努めなければならない。

* 労働基準法第9条

この法律で「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所（以下「事業」という。）に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。